

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成26年8月8日

【四半期会計期間】 第56期第1四半期(自平成26年4月1日至平成26年6月30日)

【会社名】 焼津水産化学工業株式会社

【英訳名】 YAIZU SUISANKAGAKU INDUSTRY CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 和広

【本店の所在の場所】 静岡県焼津市小川新町5丁目8番13号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 静岡県静岡市駿河区南町11番1号
静銀・中京銀静岡駅南ビル6階

【電話番号】 054(202)6044

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営統括本部 経理部長 内山 毅彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第55期 第1四半期 連結累計期間	第56期 第1四半期 連結累計期間	第55期
会計期間	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成26年4月1日 至平成26年6月30日	自平成25年4月1日 至平成26年3月31日
売上高 (千円)	4,909,494	4,904,205	19,855,107
経常利益 (千円)	397,684	311,775	1,318,172
四半期(当期)純利益 (千円)	245,975	182,322	921,469
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	441,928	149,820	1,460,675
純資産額 (千円)	18,457,210	18,807,929	18,863,596
総資産額 (千円)	21,906,393	23,600,638	23,606,367
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	18.29	14.14	69.52
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	84.3	79.7	79.9

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（自平成26年4月1日至平成26年6月30日）のわが国経済を取り巻く環境は、政府による経済対策や日本銀行による金融政策により緩やかな回復基調にあるものの、消費税増税の影響や海外における政情不安等の懸念材料もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

食品業界におきましても原材料価格、燃料価格の上昇が続くなか、消費税増税に伴う生活防衛意識や節約志向が続いており、依然として厳しい収益環境が続いております。

このような中、当社グループでは、新中期経営計画「Change & Challenge」の2年目にあたり、中期経営計画の最終目標である連結営業利益22億円を達成するために、当連結会計年度の営業利益目標17億円を全社一丸で掴み取るべく“Catch up 17 to 22”を合言葉に、自らが“変化”し、新しいことに“挑戦”していく企業風土を醸成しながら、更なる企業価値向上と持続的な成長の実現に向けた取り組みを進めております。

具体的には、ROE経営の指向、経営陣の刷新と執行役員制度の導入、新事業領域の開拓、新工場の稼働、営業体制の抜本的改革、有力商品の開発・上市、有償ストックオプションの導入など、販売及び開発の体制を見直し、既存事業を強化しつつ新たな分野への仕掛けを始めています。また、製造面では、新掛川工場は8月28日の竣工に向け工事が進んでおり、生産性及び品質の向上に向けた取り組みやBCP対策も着実に進んでおります。これらの施策を確実に成果に結び付けるため、各部署で数値目標を設定し、その進捗管理を実施することで計画の達成に努めました。

連結売上高につきましては、水産物が伸長したものの、機能性食品素材が競争激化に伴う取引先の受注減少、医療栄養食におけるOEM生産の減少などにより機能食品が減少し、49億4百万円（前年同四半期比5百万円、0.1%減）となりました。利益面につきましては、原材料価格、燃料価格等の上昇により連結営業利益は2億81百万円（同53百万円、15.9%減）となりました。連結経常利益は前期の為替差益が為替差損に転じたことなどから3億11百万円（同85百万円、21.6%減）、連結四半期純利益は1億82百万円（同63百万円、25.9%減）となりました。

セグメント別の業績は以下の通りです。

(調味料)

調味料は、主に加工食品メーカー向けの液体調味料や粉体調味料の製造販売及び各種わさび類他香辛料の製造販売です。売上高はほぼ前期並みの20億95百万円（前年同期比1百万円、0.1%減）でしたが、セグメント利益（営業利益）は、2億96百万円（同13百万円、4.4%減）となりました。

(機能食品)

機能食品は、機能性食品素材及び機能食品の製造販売及び医療栄養食のOEM製造販売ですが、機能性食品素材が競争激化に伴う取引先の受注減少、医療栄養食におけるOEM生産の減少などにより機能食品が減少し、売上高は14億50百万円（同1億93百万円、11.8%減）、セグメント利益（営業利益）は1億35百万円（同81百万円、37.5%減）となりました。

(水産物)

水産物は、主に冷凍鮪・冷凍鰹の原料販売並びに加工製品の製造販売です。鮪の受託加工が好調に推移し、売上高は10億49百万円（同1億64百万円、18.6%増）となりました。セグメント利益（営業利益）は、前期から続く原料高の影響で15百万円（同7百万円、31.2%減）となりました。

(その他)

その他は、その他商品の販売ですが、売上高は3億8百万円(同25百万円、9.1%増)、セグメント利益(営業利益)は17百万円(同13百万円、281.9%増)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産の総額は、前連結会計年度末に比べ5百万円減少し、236億円となりました。

流動資産は、受取手形及び売掛金が1億45百万円、原材料及び貯蔵品が2億19百万円増加した一方、現金及び預金が10億30百万円減少したことなどにより7億13百万円減少し、119億25百万円となりました。

固定資産は、新工場の建設に伴う建設仮勘定が8億47百万円増加したことなどにより、7億7百万円増加し、116億75百万円となりました。

流動負債は、短期借入金が5億円減少した一方、支払手形及び買掛金が4億21百万円、賞与引当金が1億2百万円増加したことなどにより、96百万円増加し30億38百万円となりました。

固定負債は、退職給付に係る負債が35百万円減少したことなどにより、46百万円減少し17億54百万円となりました。

純資産は為替換算調整勘定が24百万円減少したことなどにより55百万円減少し188億7百万円となりました。

この結果、自己資本比率は79.7%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

(対処すべき課題)

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

(株式会社の支配に関する基本方針について)

基本方針の内容

当社は、当社の支配権の移転を伴うような大規模買付行為(下記 Ⅰaに定義されます。以下同じとします。)について、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断を委ねるべきものであると考えております。したがって、大規模買付行為があった場合にも、それが当社の企業価値の向上又は株主の皆様共同の利益に資するものであれば、何らその行為を否定するものではありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為の中には、当社が長年に亘り培った企業価値の源泉を理解することなく、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を毀損するおそれがあるものも想定されます。当社といたしましては、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点に照らし、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切ではないと考えています。そこで、当社は、特定の者又はグループが当社の議決権の20%以上の議決権を有する株式を取得することで、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び定款によって許容される限度において当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを基本方針といたします。

基本方針の実現に資する取組み

当社は、基本方針の実現に資する取組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めております。

イ. 3カ年中長期経営計画「Change & Challenge」

当社グループは、平成25年度から平成27年度までの3カ年中長期経営計画「Change & Challenge」を策定し、新たな価値を創造し続けるグローバルな企業を目指し、新計画では“成長への再挑戦”と位置付け、4つの柱()既存事業の深化、()新商品(サービス)開発、()新規顧客開拓、()新事業領域開拓)に経営資源(ヒト・金・物)を集中投入し成長戦略を描いていくことを基本方針とし、これらに基づく以下の4つの重点施策を着実に進展させることで、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めています。

(a) 既存コア事業の深耕、BCP対応

事業構造改革により筋肉質になった収益構造を維持すると共に、当社の主力とする調味料事業及び機能食品事業を更に深耕します。また、平成24年6月に静岡県の内陸部に取得した工場用地に平成26年度中の稼働を目指して新工場の建設を行い、生産効率向上と事業継続計画(BCP)を着実に進めていきます。

(b) グローバル展開と新たな海外拠点(東南アジア)の設置

当社は、成長著しい中国への足掛かりとして平成16年に100%出資子会社「大連味思開生物技術有限公司」を設立し、海外展開を進めてきました。グローバル展開の第2弾として、今後成長が見込まれる東南アジアのマーケットを視野に入れ、ASEAN地域に海外拠点の設立を目指します。

(c) 新事業への挑戦

新たな成長エンジンの確立のため、当社グループの得意とする「おいしさと健康」のカテゴリーに加え、その周辺領域である農業分野、環境分野、化粧品分野などへの事業拡大に挑戦します。

(d) グループ経営基盤の強化

グループ経営基盤の強化を目指し、子会社の事業構造改革を進めるとともに、本体・子会社とも経営指標を生かした管理を行い、全体最適の観点から収益力の向上と相乗効果の創出を図ります。

ロ. コーポレートガバナンスの強化

当社グループは、ステークホルダーから一層の期待と信頼を獲得するために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレートガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けています。

当社の取締役会は社外取締役1名を含む取締役7名で構成され、法令等で定められた事項及び経営上の重要事項を審議・決定しています。また、取締役会を補完する機能として、執行役員制度を導入し、業務執行にかかる責任と権限の明確化、意思決定の迅速化及びコーポレート・ガバナンスの強化を図っています。監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成され、監査役は取締役会やその他重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役の業務執行を監査しています。また、当社は、社外取締役1名および社外監査役2名のうち1名について、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員であると判断し、当社が上場する金融商品取引所に対し、独立役員として届け出ております。かかる独立役員については、取締役会等における業務執行に係る決定の局面等において、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べる等、一般株主の利益保護のための行動をとることが期待されます。

こうした経営体制のもとで、会社法及び金融商品取引法に準拠した内部統制システムの構築、リスクマネジメント・コンプライアンス関連の各種委員会を設置・運営することで具体的な施策を推進しています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための
取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する
ため、平成24年5月11日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防
衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を継続することを決議し、平成24年6月28日開催の当社第53期定時株主
総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの概要は、以下のとおりです。

イ．本プランの目的

当社は、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場
会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねること
の是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えて
おります。

しかしながら、株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性
や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉に
つき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響
を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、
株主の皆様適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会
から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合
によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討して
いただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付行為を行おうとし、又は現に行っている者
(以下「大規模買付者」といいます。)に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・
交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切
に判断されること、当社取締役会が、特別委員会(下記 ①eに定義されます。以下同じとします。)の勧告を
受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替
する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行
うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者(具体的には、当社取締役会が所定の手続に従っ
て定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これ
らの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいいます。)によって当社の財務
及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成24年5月11日開催の取締
役会において、本プランによる買収防衛策の継続を決定し、平成24年6月28日開催の第53期定時株主総会に
て、株主の皆様よりご承認いただきました。

ロ．本プランの内容について

a．対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の(a)乃至(c)のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます。）又はその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- (a) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (b) 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- (c) 上記(a)又は(b)に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数の場合を含みます。以下本(c)において同じとします。）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような当該他の株主に限ります。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為

b．意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名捺印のなされた書面及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらを併せて「意向表明書」といいます。）を当社代表取締役社長宛てに提出していただきます。

c．大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、大規模買付情報を提供していただきます。当社取締役会又は特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。

d．取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には最長60日間、それ以外の場合には最長90日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

e．特別委員会の設置

当社は、本プランによる買収防衛策の継続に当たり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役並びに社外有識者の3名以上から構成される特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置します。

f．特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである等一定の事情を有していると認められる者であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。なお、特別委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にも問うべく当社株主総会を招集することができるものとします。

g. 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします。ただし、会社法その他の法令等及び当社定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

ハ. 本プランの有効期間並び継続について

本プランの有効期間は、当社第53期定時株主総会において本プランによる買収防衛策継続に関する承認議案が承認可決された時点から当該定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者又は当該行為を企図する者であって特別委員会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、かかる有効期間の満了前であっても、(i)当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は(ii)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆様のご意向に従い、随時これを廃止させることが可能です。

上記の取組みについての取締役会の判断及び理由

当社取締役会は、本プランは、当社グループの企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的とするものであり、基本方針に沿うものと考えます。

また、本プランは、(i)株主、投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高めるため、事前の開示がなされていること、(ii)本プランの存続が株主の皆様ご意思に係らしめられていること、及び(iii)経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動の是非を判断する場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしていること等から、当社取締役会は、本プランは当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の取締役の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、36百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,056,198	13,056,198	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	13,056,198	13,056,198	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年3月28日
新株予約権の数(個)	1,076(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	107,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	932(注)2
新株予約権の行使期間	平成28年7月1日～ 平成29年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 940 資本組入額 470(注)3
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の割当てを受けた者は、当社が平成25年度に策定した中期経営計画に準じて設定された下記に掲げる条件を達成した場合にのみ、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数(1個未満の端数は切捨て)を上記の行使期間において行使することができる。</p> <p>()平成28年3月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)において連結営業利益が2,000百万円を超過した場合。 行使可能割合 : 60%</p> <p>()平成28年3月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)において連結営業利益が2,100百万円を超過した場合。 行使可能割合 : 80%</p> <p>()平成28年3月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書)において連結営業利益が2,200百万円を超過した場合。 行使可能割合 : 100%</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による権利行使は認めない。</p>

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

（注） 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、本新株予約権を割当日後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、本新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分ならびに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。

当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり8円と行使時の払込金額1株当たり932円を合算しております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	-	13,056,198	-	3,617,642	-	3,414,133

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することが出来ないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 162,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,876,800	128,768	1単元の株式数 100株
単元未満株式	普通株式 17,198	-	-
発行済株式総数	13,056,198	-	-
総株主の議決権	-	128,768	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株(議決権の数1個)含まれております。

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
焼津水産化学工業 株式会社	静岡県焼津市小 川新町5丁目8 番13号	162,200	-	162,200	1.2
計	-	162,200	-	162,200	1.2

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、芙蓉監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,978,999	3,948,446
受取手形及び売掛金	4,260,203	4,405,225
商品及び製品	1,175,184	1,163,174
仕掛品	184,652	151,219
原材料及び貯蔵品	1,700,701	1,920,409
繰延税金資産	62,840	62,318
その他	283,747	283,071
貸倒引当金	7,796	8,466
流動資産合計	12,638,533	11,925,399
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	2,215,524	2,168,561
機械装置及び運搬具(純額)	1,202,717	1,143,178
土地	3,000,335	3,000,335
リース資産(純額)	45,555	41,318
建設仮勘定	1,064,668	1,912,666
その他(純額)	56,872	58,786
有形固定資産合計	7,585,674	8,324,847
無形固定資産		
128,080		111,933
投資その他の資産		
投資有価証券	3,080,410	3,068,653
繰延税金資産	4,464	3,010
その他	177,825	175,413
貸倒引当金	8,621	8,621
投資その他の資産合計	3,254,079	3,238,456
固定資産合計	10,967,833	11,675,238
資産合計	23,606,367	23,600,638

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,446,900	1,868,356
短期借入金	500,000	-
1年内返済予定の長期借入金	200,000	200,000
リース債務	19,655	19,676
未払法人税等	41,430	107,745
未払消費税等	64,793	67,415
賞与引当金	120,503	223,119
役員賞与引当金	-	4,500
損害補償損失引当金	-	21,000
その他	548,775	526,346
流動負債合計	2,942,059	3,038,159
固定負債		
長期借入金	1,300,000	1,300,000
リース債務	30,812	25,938
繰延税金負債	338,903	332,948
退職給付に係る負債	117,561	82,228
長期未払金	13,434	13,434
固定負債合計	1,800,712	1,754,549
負債合計	4,742,771	4,792,709
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,617,642	3,617,642
資本剰余金	3,414,133	3,414,133
利益剰余金	11,143,860	11,119,880
自己株式	135,023	135,069
株主資本合計	18,040,613	18,016,587
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	725,775	717,431
為替換算調整勘定	97,207	73,049
その他の包括利益累計額合計	822,983	790,481
新株予約権	-	860
純資産合計	18,863,596	18,807,929
負債純資産合計	23,606,367	23,600,638

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

	(単位：千円)	
	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
売上高	4,909,494	4,904,205
売上原価	3,725,147	3,834,366
売上総利益	1,184,347	1,069,839
販売費及び一般管理費	849,190	788,138
営業利益	335,156	281,701
営業外収益		
受取利息	2,523	2,498
受取配当金	28,455	31,710
受取賃貸料	4,447	658
為替差益	13,413	-
その他	14,706	11,354
営業外収益合計	63,546	46,222
営業外費用		
支払利息	75	325
為替差損	-	6,211
その他	943	9,610
営業外費用合計	1,018	16,147
経常利益	397,684	311,775
特別利益		
投資有価証券売却益	7,434	-
特別利益合計	7,434	-
特別損失		
固定資産除却損	6,857	120
損害補償損失引当金繰入額	-	21,000
会員権売却損	-	390
特別損失合計	6,857	21,511
税金等調整前四半期純利益	398,262	290,263
法人税等	152,287	107,941
少数株主損益調整前四半期純利益	245,975	182,322
四半期純利益	245,975	182,322

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	245,975	182,322
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	149,476	8,343
為替換算調整勘定	46,477	24,158
その他の包括利益合計	195,953	32,501
四半期包括利益	441,928	149,820
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	441,928	149,820
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日至平成26年6月30日)	
1. 税金費用の計算	当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(表示方法の変更)

四半期連結貸借対照表

前連結会計年度において「商品及び製品」に含めていた一部たな卸資産について、計上科目の見直しを行い、当第1四半期連結累計期間より「仕掛品」へ表示方法の変更を行っております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「商品及び製品」として表示していた1,359,837千円は、「商品及び製品」1,175,184千円、「仕掛品」184,652千円として組替えております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	152,366千円	138,204千円
のれんの償却額	254千円	382千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

配当に関する事項

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	174,855	13	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

配当に関する事項

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	206,302	16	平成26年3月31日	平成26年6月27日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益または損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	調味料	機能食品	水産物	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	2,097,631	1,643,628	885,446	4,626,706	282,788	4,909,494	-	4,909,494
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高	-	-	1,543	1,543	-	1,543	(1,543)	-
計	2,097,631	1,643,628	886,989	4,628,249	282,788	4,911,037	(1,543)	4,909,494
セグメント利益	310,411	216,180	22,634	549,226	4,635	553,862	(218,705)	335,156

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他商品であります。
 2. セグメント利益の調整額218,705千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務、経理部門等管理部門に係る経費であります。
 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益または損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結損益 計算書計上額 (注)3
	調味料	機能食品	水産物	計				
売上高								
(1) 外部顧客への売上高	2,095,836	1,450,087	1,049,823	4,595,747	308,458	4,904,205	-	4,904,205
(2) セグメント間の内部 売上高または振替高	-	-	4,150	4,150	-	4,150	(4,150)	-
計	2,095,836	1,450,087	1,053,974	4,599,898	308,458	4,908,356	(4,150)	4,904,205
セグメント利益	296,629	135,070	15,580	447,280	17,703	464,983	(183,282)	281,701

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他商品であります。
 2. セグメント利益の調整額183,282千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務、経理部門等管理部門に係る経費であります。
 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額(円)	18.29	14.14
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	245,975	182,322
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	245,975	182,322
期中平均株式数(千株)	13,450	12,893

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 8 月 7 日

焼津水産化学工業株式会社
取締役会 御中

芙蓉監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 畔村 勇次 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 信行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている焼津水産化学工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、焼津水産化学工業株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。